

登別市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

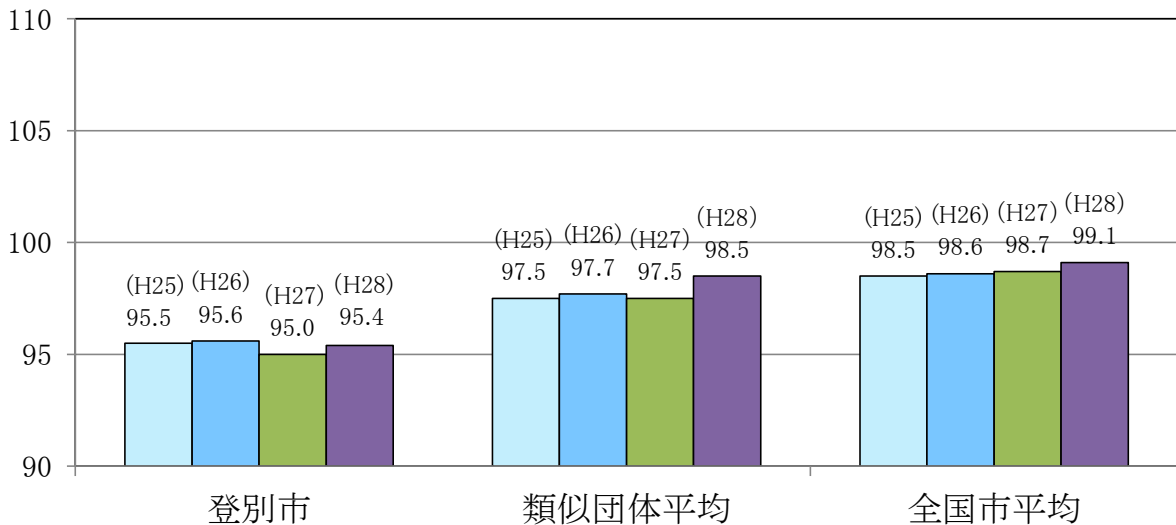
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成 27年度	人 50,101	千円 20,186,278	千円 599,209	千円 3,570,530	% 17.7	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり	(参考)類団平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
平成 27年度	人 374	千円 1,378,933	千円 309,449	千円 528,261	千円 2,216,643	千円 5,927	千円 6,128

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないため記載不要）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B (%)	勧告 (改定率) %		
平成 年度						

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
平成 年度						

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準における支給割合及び登別市の支給割合は、下図のとおり
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、東京都特別区については、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%を支給。

	支給地域	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
			4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%
	東京都福生市	15%	15%	15%	15%
	滋賀県守山市	6%	6%	6%	6%
	札幌市	3%	3%	3%	3%
登別市の 支給割合	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%
	東京都福生市	15%	15%	15%	15%
	滋賀県守山市	6%	6%	6%	6%
	札幌市	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設。単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
登別市	40.2 歳	300,861 円	358,056 円	323,052 円
北海道	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	311,635 円	393,991 円	358,378 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
登別市	50.5 歳	7 人	328,814 円	373,580 円	362,857 円	—	—	—	—
うち運転技術員	46.0 歳	1 人	348,400 円	398,627 円	370,600 円	自家用乗用 自動車運転者	55.2 歳	180,900 円	2.20
うち技能員	55.0 歳	6 人	325,550 円	373,508 円	361,567 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.87
北海道	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	362,610 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	29 人	327,544 円	384,993 円	362,464 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
登別市	—	—	—
うち運転技術員	6,285,484 円	2,368,600 円	2.65
うち技能員	5,928,259 円	2,732,900 円	2.17

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年～平成27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	登別市	北海道	国	
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	144,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

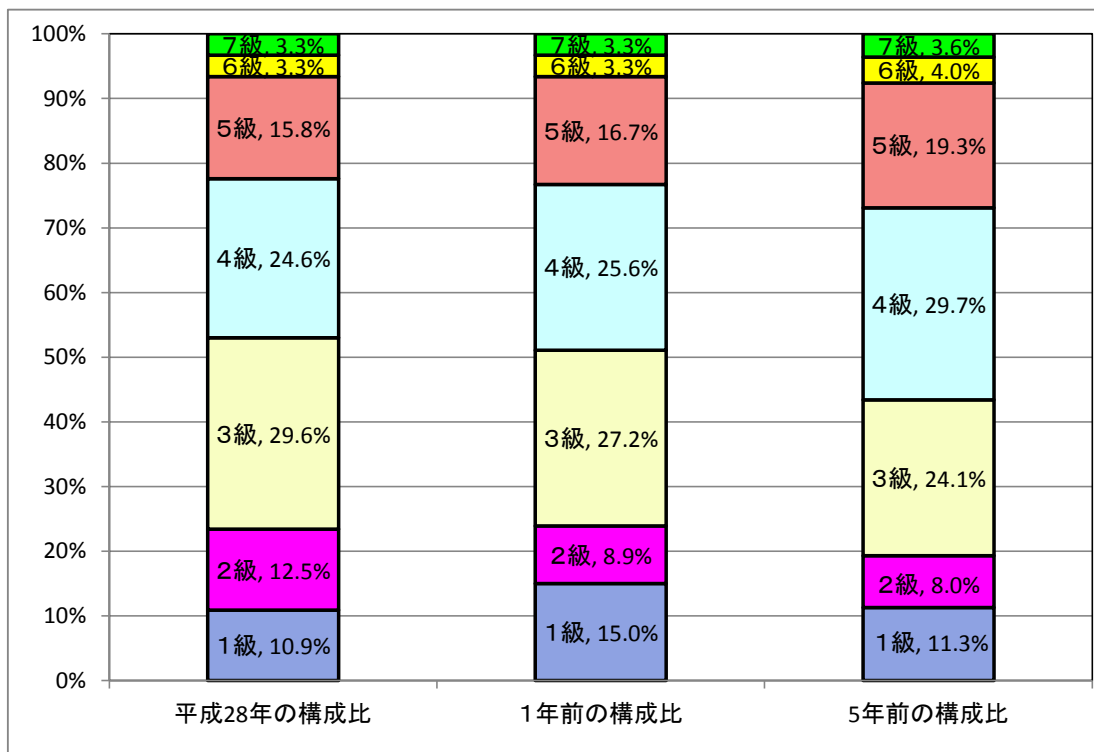
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,400 円	335,563 円	366,420 円	394,129 円
	高校卒	205,520 円	298,550 円	339,683 円	367,514 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	342,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	担当員	26 人	10.9 %	140,100 円	246,100 円
2 級	担当員	30 人	12.5 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主任	71 人	29.6 %	226,400 円	352,100 円
4 級	主査	59 人	24.6 %	259,900 円	384,600 円
5 級	主幹	38 人	15.8 %	286,200 円	391,800 円
6 級	次長	8 人	3.3 %	317,000 円	409,000 円
7 級	部長	8 人	3.3 %	361,300 円	443,700 円

- (注) 1 登別市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日～平成29年4月1日 までにおける運用	登別市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登別市	北海道	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,626 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用(短時間勤務)職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	登別市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

登別市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 2,086 千円 21,464 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			978 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			325,983 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
東京都福生市	15 %	0 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	1 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			95.0 (95.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		11,872 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		98,934 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度決算)		28.6 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
ごみ取扱業務手当	ごみ取扱作業に従事する職員	ごみ取扱業務	35 千円	1月につき1,500円
消防業務手当	消防業務に従事する消防職員	消防業務	4,531 千円	1月につき8,000円以内
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間により深夜勤務に従事した消防職員	深夜業務	3,736 千円	1回につき550円
火災等出動業務手当	火災等業務に従事した消防職員	火災等消火業務	86 千円	1回につき380円
救急出動業務手当	救急業務に従事した消防職員	救急業務	2,300 千円	1回につき420円以内
感染症防疫業務手当	感染症患者の移送又は感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫業務	千円	1日につき400円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう作業に従事した職員	野犬掃とう業務	千円	1日につき480円
変死体取扱業務手当	行路死亡人又は変死体の収容移送及び仮埋葬等の作業に従事した職員	変死体取扱業務	千円	1件につき3,000円
特殊車両運転業務手当	ブルドーザー、グレーダー等の運転に従事した職員	特殊車両運転業務	千円	1日につき250円
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業に従事する職員	社会福祉業務	593 千円	1月につき5,500円以内
葬斎場業務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	千円	1月につき6,000円
除雪業務手当	除雪作業に従事した職員	除雪業務	千円	1日につき300円
徴収業務手当	市税(国民健康保険税を含む。)及び税外収入、介護保険料、公営住宅使用料又は下水道受益者負担金の徴収業務に従事する職員	市税等徴収業務	561 千円	1月につき3,500円
鳥獣等処理業務手当	カラス、蜂若しくはカメ虫の駆除又は犬、猫若しくはキツネの死体処理作業に従事した職員	鳥獣等処理業務	30 千円	1日につき430円
はしご車搭乗業務手当	はしご車搭乗作業に従事した消防職員	はしご車搭乗業務	千円	1回につき400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	95,056 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	283 千円
支給実績(平成26年度決算)	100,550 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	293 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,000円など。	同じ		49,662 千円	228,857 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	異なる	持ち家について、新築等5年未満は6,000円、5年以上は5,000円。	44,777 千円	160,491 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通機関は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		15,781 千円	62,130 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。主幹職36,470円など。	異なる	部長職57,386円、次長職46,128円、主幹職36,940円	39,358 千円	463,035 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		1,092 千円	546,000 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。 世帯主 扶養あり 月額22,540円 扶養なし 月額12,860円 上記以外 月額8,600円	同じ		35,062 千円	83,680 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		11,975 千円	193,145 円
管理職特別勤務手当	①週休日等(実労働時間数が3時間以上6時間以下) 6,000円 ②休日等(実労働時間数が6時間超) 9,000円 ③週休日等以外の日の0時～5時 3,000円等を支給。 ※役職により額が異なる。	異なる	人事院規則に定める官職で俸給の特別調整額の区分に応じ、 ・週休日等18,000円～6,000円(6時間を超える勤務は5割増) ・平日深夜(0時～5時) 6,000円～3,000円	152 千円	9,047 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	870,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	700,000 円	885,000 円 / 375,000 円
報 酬	議 長	400,000 円	737,000 円 / 360,000 円
	副 議 長	350,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議 員	320,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成27年度支給割合) 4.2 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 4.2 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 870,000×520/100÷12×在職月数	(1期の手当額) 1,810万円
	副 市 長	700,000×425/100÷12×在職月数	(支給時期) 任期毎 1,190万円
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

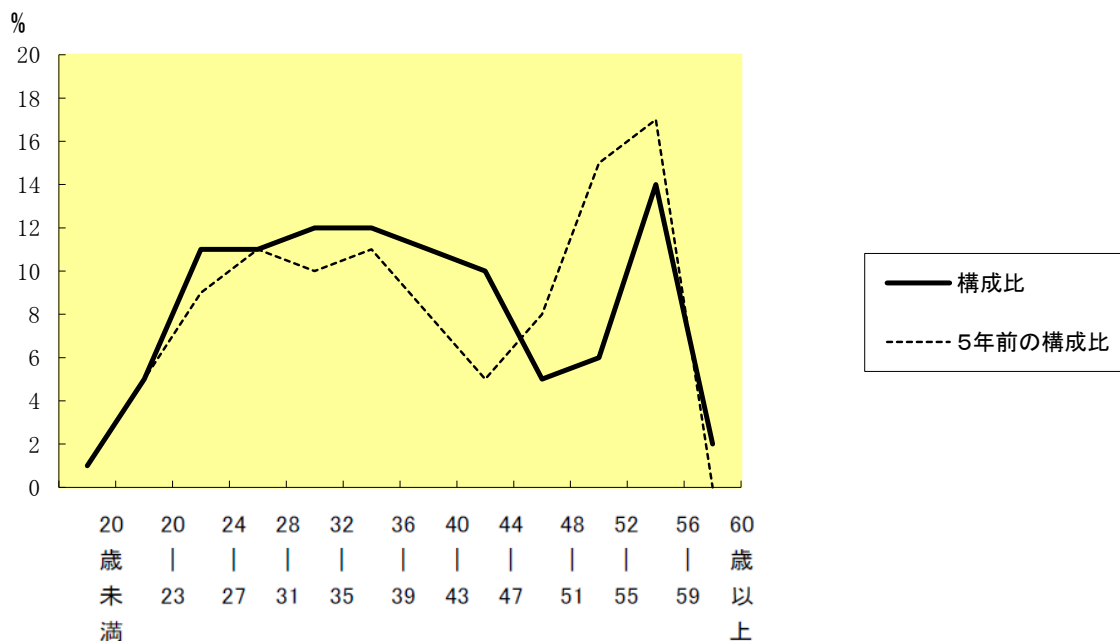
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0		
	一 般 行 政 部 門	総務	82	78	4	業務量の増加、北海道派遣
		税務	23	23	0	
		民生	67	72	△5	組織機構の見直し、欠員不補充
		衛生	24	25	△1	大槌町派遣の期間満了
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	13	16	△3	組織機構の見直し、日本政府観光局派遣の期間満了
	土木	38	36	2	業務量の増加	
	計	260	263	△3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 51.89 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 47.60 人)	
教 育 部 門	32	35	△3	組織機構の見直し		
消 防 部 門	84	84	0			
小 計	376	382	△6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 75.04 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 61.53 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	15	15	0		
	下 水 道	12	13	△1	組織機構の見直し	
	国 保	13	13	0		
	介 護 保 険	12	11	1	業務量の増加	
	其 他	0	0	0		
小 計	52	52	0			
合 計	428	434	△6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 85.42 人		
	[600]	[600]	[0]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	22人	47人	48人	52人	50人	47人	42人	23人	25人	58人	9人	428人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	275	274	274	269	263	260	▲ 15 (▲5.4%)
教育	35	34	33	34	35	32	▲ 3 (2.9%)
消防	86	86	83	83	84	84	▲ 2 (▲1.2%)
普通会計計	396	394	390	386	382	376	▲ 20 (▲3.8%)
公営企業等会計計	54	55	54	52	52	52	▲ 2 (▲7.1%)
総合計	450	449	444	438	434	428	▲ 22 (▲4.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 27年度	千円 812,682	千円 100,903	千円 66,223	% 8.1	% 8.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費23,384千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 27年度	人 15	55,114	13,114	21,381	89,609	5,974	6,190

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登 別 市	41.3 歳	317,592 円	483,842 円
市町村平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登 別 市	市町村平均
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,425 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,464 千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

登 別 市	市町村平均
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分	応募認定・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 15,854 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
東京都福生市	15 %	0 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	5,153 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	396 千円
支給実績(平成26年度決算)	6,838 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	526 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,000円など。	同じ		2,052 千円	228,000 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	同じ		2,251 千円	173,154 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通機関は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		264 千円	52,800 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。主幹職36,470円など。	同じ		874 千円	437,000 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。 世帯主 扶養あり 月額22,540円 扶養なし 月額12,860円 上記以外 月額 8,600円	同じ		1,378 千円	91,867 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		0 千円	0 円
管理職 特別勤務手当	①週休日等(実労働時間数が3時間以上6時間以下) 6,000円 ②休日等(実労働時間数が6時間超) 9,000円 ③週休日等以外の日の0時～5時 3,000円等を支給。 ※役職により額が異なる。	同じ		0 千円	0 円

8 退職者の再就職状況

退職時の年齢	退職時の所属・職名	退職日	再就職日	再就職先の業種	再就職先における地位
60歳	保健福祉部主幹職	平成28年3月31日	平成28年5月2日	老人福祉・介護事業	事務長
60歳	都市整備部主幹職	平成28年3月31日	平成28年4月1日	警備業	嘱託員